

はじめに

さきの給与支払報告書の提出につきまして、ご多忙中にもかかわらずご配慮を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も個人住民税の特別徴収事務をお願いすることになりました。

つきましては、事務を容易に進めていただくために「しおり」を作成しましたので、是非ご一読のうえ、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

※市町村民税と都道府県民税を合わせたものを個人住民税と呼びます。

※令和6年度より、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税が創設されました。森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税される国税で、市町村が個人住民税の均等割と併せて1人年額1,000円を賦課徴収することになりました。



地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用し、個人住民税の電子申告（「給与支払報告書」「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」等）や申請（「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」等）、および地方税共通納税システムによる電子納税を行うことができます。

詳細は、エルタックスホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

◎個人住民税は次のようにしてかかります。

納税義務のある人

本年1月1日現在において、各市町内に住所を有する人

本年1月1日現在において、各市町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で、各市町内に住所を有しない人

課税されない人

賦課期日時点（1月1日）において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている人

障害者、未成年者（平成18年1月3日以降に生まれた婚姻歴のない人）、寡婦、ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

前年の合計所得金額が次の金額以下の人

扶養親族がいない場合

32万円＋10万円

扶養親族がいる場合

32万円×（扶養人数＋1）＋19万円＋10万円

※扶養人数には、同一生計配偶者や16歳未満の年少扶養親族も含めます。

※森林環境税（国税）の非課税基準は上記とは異なります。